

## 独立行政法人が締結する随意契約の基準（抜粋）について

（平成19年4月1日現在）

基準の名称	随意契約の基準の内容
<p>会計規程 独立行政法人国立 国語研究所会計規 則</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第34条 契約担当役は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。</p> <p>2 契約担当役は、契約にかかる予定価格が少額であるとき、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、前条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。</p> <p>3 契約担当役は、随意契約によるときは、契約しようとする事項の予定価格を把握し、契約の締結に当たっては予定価格を参考とする。</p>
<p>会計細則等 独立行政法人国立 国語研究所契約事 務取扱規程</p>	<p>（随意契約の範囲）</p> <p>第9条 会計規則第34条第2項に規定する契約にかかる予定価格が少額である場合は、次に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。</li> <li>二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。</li> <li>三 予定価格が100万円を超えない役務を提供させるとき。</li> <li>四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。</li> <li>五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。</li> <li>六 予定借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。</li> <li>七 工事又は製造の請負、財産の売買、役務の提供及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。</li> </ul>